

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)	
地域名 (地域内農業集落名)	三和地区 (北組、馬橋、東場、中組、野尻、中ノ丁、浜田、南組、室屋、細工所、岡上、土居、上畑、八松、岩坂、寺山、立石、小田村、中田、本村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農道が狭い、水路の修繕が必要、水がこないなど耕作するうえで必要な部分の解決が先決である。
ほ場整備予定地では改善が見込めるが、工事が完了するまでは現状のまま維持していく必要がある。
また、空きハウスが目立っているため、これらの撤去が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

縮小・離農される農業者の優良農地を地区の法人に農地を集約していく。
主な品目は、水稻であるが、露地野菜と組み合わせるなど土地利用型の農業をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	310.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	310.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手及び農業を担う者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定している国営ほ場整備を順次すすめていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に十分な担い手があるので、引き続き確保・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③ほ場整備を機に機械化を進めていく。				